

社会福祉法人宮城厚生福祉会 役員報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宮城厚生福祉会役員等報酬・費用弁償規程に基づき、常勤役員及び兼務役員の報酬に関する定めを行うものである。

(常勤役員報酬月額)

第2条 常勤役員の報酬月額は以下のとおり定める。

常勤理事長	月 額	65万円
業務執行理事 (<u>常勤専務</u>)	月 額	62万円
業務執行理事 (その他の兼務)	月 額	57万円

(役員報酬の総額)

第3条 役員等報酬・費用弁償規程第3条1項及び第6条に定める役員報酬の年間総額は以下のとおり定める。

理事役員報酬	16,000,000円
監事役員報酬	400,000円

附 則

この規程は、2017年10月1日より施行する。

この規程は、2018年6月15日より施行する。

この規程は、2021年6月18日より施行する。

この規則は、2022年6月17日より施行する。

この規則は、2023年5月25日より施行する。